

番 号 : 140157

国 名 : ホンジュラス

担当部署 : ホンジュラス事務所

案件名 : 地方開発のための自治体能力強化プロジェクト (生活改善・村落開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 生活改善・村落開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年6月下旬から2014年11月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0. 35 M/M、現地2. 53 M/M、合計2. 88 M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	派遣期間	国内作業	第2次派遣	整理作業
2日	38日	2日	38日	3日

本業務においては2回の渡航により業務を実施します。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月23日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	参加型農村開発に係る各種業務
対象国／類似地域	ホンジュラス／全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ホンジュラス国では、1990年10月の地方自治体法施行に基づき、地方分権化を推進しており、2004年には市政府が地域社会開発事業の計画・実施・管理を担う「プロジェクトサイクル地方委任事業(DOCP)」が開始された。しかしながら、ホンジュラスの殆どの市は、組織や人材面で脆弱な小規模自治体であり、行政能力が低いため分権化に伴って委譲される権限や資金を、住民が求めるニーズや地域開発に十分に活かしていけない。

このような状況において、JICAは、地方自治体の開発事業に関する運営能力強化を図るため、2006年9月から2010年10月まで「西部地域・開発能力強化プロジェクト」(以下、FOCAL)をホンジュラス西部地域10市を対象として実施した。FOCALでは、市が中央政府から移転される交付金などの資金を適正な形で活用し、地域住民のニーズに即した行政サービス提供を円滑に実施するための計画策定や実施手法(以下、FOCALプロセス)を開発し、対象市でその手法を試験的に導入した。その技術移転の中核的な受け皿かつ知見・知識の核となったのが、対象10市が構成市となっているマンコムニダ(市連合会。以下、MC)であるイギートMCであり、FOCALを通じて、イギートMCから構成市に対する持続的な技術支援を提供するための体制作り、能力強化を支援した。

現在、FOCALによるホンジュラス西部での成功事例を全国レベルで普及展開を図るため、JICAは第2フェーズとして、2011年10月から5年間の協力期間にて、中央政府の内務・国民省(SEIP)をC/Pとした「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」(以下、FOCAL2)を実施中である。FOCAL2では、SEIPからMCおよび市に対するFOCALプロセスに関する指導を行い、政権交替の影響を受けにくいMCから市に対する恒常的なFOCALプロセスの能力強化体制を構築し、各市レベルにおける住民のニーズを反映した地域社会開発事業の実施を全国レベルで展開中である。FOCALプロセスは地方開発のための地方分権化の推進と市の能力強化を進めるための有効な手段としてホンジュラス政府に高く評価されており、現在、長期専門家2名(チーフアドバイザー/地方行政、業務調整/自治体間連携)が派遣されている。またプロジェクト開始から2013年度末までで、合計4名の短期専門家(①生活改善/村落開発、②能力開発/評価、③研修計画/モニタリング強化、④地域開発/参加型事業計画策定及び実施促進)が派遣された。

なお、C/PであるSEIP(内務・国民省: Secretaria del Interior y Poblacion)は、2014年1月に発足したエルナンデス新政権(エルナンデス大統領)の省庁再編により、人権、司法、内務、地方分権省として再編された。

FOCAL プロセスは、1) 住民参加型センサス統計調査(市、コミュニティの人口動態、

居住環境、社会経済に関する家計、世帯調査実施とベースライン指標作成)、2) コミュニティ開発計画 (PDC) の策定、3) 市開発計画 (PDM) 及び多年度、年次投資計画 (PIMP と PIMA)、4) 小規模開発事業の形成、実施及び運営、維持管理、の4つのステップから構成されており、様々なレベル (中央、NGO、MC、市、コミュニティ) の関係者を対象として、4ステップの各項目に関し、SEIP から MC・市等に対し各種研修 (導入研修、補完・中間研修、指導者研修等) を実施している。

各 MC、市において FOCAL プロセスの進捗状況は様々であるが、2013 年 10 月には、第 3 ステップの市開発計画策定が終了し、FOCAL プロセスが一番進捗しているホンジュラス北部アトランティダ県の MC MAMUCA の 5 市 (El Porvenir、San Francisco、La Masica、Esparta、Arizona) 及びヨロ県の MC MAMUNCRAC の 1 市 (Arenal) を対象に、第 4 ステップである小規模開発事業の形成・実施及び運営・維持管理に関する研修が関係 NGO、MC 及び市関係者に対し行われた。2013 年度、短期専門家 (地域開発/参加型事業計画策定及び実施促進) が、2 回の派遣 (2013 年 4 月~10 月、2014 年 2 月) を通じて、市開発事業の選定、計画形成に関して助言、指導を行い、現在、当地域では、各種開発事業が開始されようとしている。

なお、全国レベルでの FOCAL 進捗状況としては、2014 年 3 月上旬時点で、26MC、108 市が第 1 ステップである住民センサス調査を終え、うち 25MC、74 市が同調査の最終報告書を完成させた。第 2 ステップの PDC の策定については、25MC、79 市が作成中で、うち 6 MC、19 市が計 430 の PDC を完成させた。さらに、第 3 ステップの市開発計画は、8 MC、22 市で作成中で、うち 3MC、7 市で既に作成が終了した。

小規模インフラ整備事業に特化していた FOCAL に対し、コミュニティのより広範なニーズに応えるため、FOCAL 2 では社会開発、生計向上等村落開発事業等での事業実施も支援している。コミュニティベースでの参加型開発計画 (PDC) の策定とその実施プロセスに生活改善アプローチを盛り込むため、2011 年度から 2013 年度にかけて複数回、生活改善・村落開発専門家を短期で現地派遣した。この結果、PDC 策定プロセスの中に生活改善アプローチを取り入れるための研修資料、事業実施促進のための研修マニュアルが作成された。また、同専門家による C/P や MC、市担当者に対する研修・指導を通じて、2014 年 3 月上旬までに、6MC の 19 市、430 コミュニティで生活改善アプローチを適用したコミュニティ開発計画 (PDC-EMV) が策定された。このほか、サンタバルバラ県の MC MUNASBAR の構成市 El Nispero 市における El Campo、Nueva York、Nejapa、および San Jeronimo 各コミュニティでのコミュニティ活動計画 (PAC-2) の作成支援を通じた生活改善活動が開始され、またラパス県の MC MANCEPAZ の Chinacla 市 Las Flores コミュニティにおいても PAC-2 策定と活動実施を支援した。

2014 年度は、C/P に対し、前述活動の継続指導を行うとともに、他市への活動拡大を図るため、自治体関連協を促進しながら、グットプラクティスや知見の蓄積および共有のための指導を行う。また、MC や市において生活改善活動を取り入れたコミュニティ活動の自立的な展開を図るため、支援体制や予算と人材の確保のための提言、助言を行うことも求められる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、サンタバルバラ県の MC MUNASBAR の 4 コミュニティ (El Nispero 市 El Campo、Nueva York、Nejapa、San Jeronimo) とラパス県の MC MANCEPAZ の 1 コミュニティ (Chinacla 市 Las Flores) でのパイロットグループの活動を継続的に支援する目的で、各コミュニティで展開される生活改善・村落開発活動を支援する MC

及び市職員の活動を確認し、住民の参画促進、コミュニケーション方法、計画策定・実施手法を指導する。また 2013 年度派遣の当該専門家から MC や市に対し提言された生活改善・村落開発活動がより持続的に展開できるようになるための組織の支援体制（「生活改善コーディネーターネットワーク」(Red de Coordinadores de Mejoramiento de Vida) や「生活改善自治体間ネットワーク」Red Intermunicipal de Mejoramiento de Vida) の設置) の整備状況を確認し、更なる改善点を提言する。

この他、コミュニティレベルでの生活改善・村落開発活動に係るグッドプラクティスを分析・集約し、他のMCや自治体、コミュニティが共有できる資料を作成し、共有化セミナー、技術交換会を実施することや、今後、更にパイロット地区としての可能性のある他のMC、市、コミュニティを調査し、C/Pや専門家（チーフアドバイザー/地方行政）に提言する。

(1) 国内準備期間(2014年6月下旬)

- ア FOCAL2プロジェクトや当該分野に関する業務報告書、関係資料を確認し、業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。
- イ 現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)を作成し、産業開発・公共政策部へ提出する。

続く(2)及び(4)(現地派遣期間の業務内容)において、業務開始時の準備や業務完了時の報告については、サンタバルバラ県に関する業務とラパス県に関する業務の両方を含む。また、(4)イ、ウ及びエは、ラパス県における業務であり、その他についてはサンタバルバラ県における業務である。

(2) 第1次現地派遣期間(2014年6月下旬～7月下旬)

- ア 現地業務開始時に、C/P機関、JICAホンジュラス事務所及びプロジェクト専門家に対し、業務実施計画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。
- イ El Nispero市のパイロットコミュニティ4箇所(El Campo、Nueva York、Nejapa、San Jeronimo)をC/P、MC、市職員とともに訪問し、前回現地派遣での活動の問題点や課題についての対応策を確認するとともに今後の活動の進展、方向性につきC/P、MC職員との協議の上、市職員やコミュニティ関係者に対して助言する。
- ウ 上記のパイロットコミュニティへの継続的なフォローアップ支援が実施できるようにMC及び市担当者に対してOJTによる研修、指導を行う。
- エ MUNASBARでの生活改善・村落開発活動がより持続的に展開できるようになるための組織の支援体制（「生活改善コーディネーターネットワーク」(Red de Coordinadores de Mejoramiento de Vida) や「生活改善自治体間ネットワーク」Red Intermunicipal de Mejoramiento de Vida) の設置) の整備状況を確認し、今後の改善点を提言する。
- オ MUNASBARの構成市(PDM策定の終了予定市: San Vicente Centenario、Nuevo Celilac、Arada、Atima)を対象に生活改善・村落開発活動の共有化WS(技術交換会)の開催の準備(企画、開催地、参加者の選定プレゼン資料作成他)を支援し、WSに参加する。
- カ オの成果を踏まえ、パイロットコミュニティ以外での支援実施の可否や

MUNASBAR 内での自治体間や他の機関との連携そして市内でのコミュニティ間（パイロットコミュニティと他のコミュニティ）の交流が可能性について調査分析する。

キ EL Nispero 市以外の MUNASBAR の構成市（PDM 策定の終了予定市：San Vicente Centenario、Nuevo Celilac、Arada、Atima）からパイロットコミュニティを1つずつ選定する作業を支援する。

ク 現地業務完了に際し、現地派遣での活動成果及び今後プロジェクトとして必要なる活動を現地業務結果報告書（和文、西文）として取りまとめ、C/P 及び JICA ホンジュラス事務所に報告、提出する。

（3）国内作業期間（2014 年 10 月上旬）

ア 現地業務結果報告書に基づき、派遣期間中の活動の実績及び進捗につき、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。

イ 次期現地派遣期間の業務計画を見直し、変更点を明確にした業務実施計画書（和文、西文）を JICA 産業開発・公共政策部に提出する。

（4）第 2 次現地派遣期間（2014 年 10 月上旬～11 月上旬）

ア 現地業務開始時に、C/P 機関、JICA ホンジュラス事務所及びプロジェクト専門家に対し、業務実施計画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

イ ラパス県の MANCEPAZ のパイロットコミュニティ（Chinacla 市の 1 コミュニティ：Las Flores）の活動の進捗状況を C/P、MC、市職員とともに確認し、活動の問題点や課題、グットプラクティスなどを抽出する。

ウ 上記のパイロットコミュニティへの継続的なフォローアップ支援が実施できるように MANCEPAZ 及び Chinacla 市担当者に対して OJT で研修、指導を行う。

エ ウについて、支援体制の強化の観点から他機関との協力連携や帰国研修員ネットワーク（REDCAM）の活用について具体的な提言を行う。

オ MUNASBAR で新しく選定されたパイロットコミュニティへの継続的なフォローアップ支援が実施できるように MC 及び市担当者に対して OJT で研修、指導を行う。

カ パイロットコミュニティでのグットプラクティスや獲得された知見について実施コミュニティの生活改善及びコミュニティ自体の能力強化のプロセスでのインパクトの観点から取りまとめる。

キ C/P 職員、プロジェクト専門家との協議の上、パイロットコミュニティ 5 箇所の現在までの活動を通じた蓄積された知見、経験および変化及び MC や市からの持続的な支援、他機関との協力連携、帰国研修員ネットワークの活用に関してのグットプラクティス集（西文）を作成する。

ク パイロットコミュニティ、C/P、MC、市職員に対して、エで作成したグットプラクティス集を説明し、コメントを求める。

ケ 自治体間連携の下での共有化セミナーの開催準備（企画、開催地、参加者の選定プレゼン資料作成他）を支援する。

コ C/P 職員、プロジェクト専門家、MC、市関係者との協議の上、セミナー実施を指導する。

サ セミナーの振り返りを行い、その成果を取りまとめる。

- シ 今後、更にパイロット地区としての可能性のある他のMC、市、コミュニティについての選定を支援する。
- ス 現地業務完了に際し、現地派遣での活動成果及び今後プロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書(和文、西文)として取りまとめ、C/P及びJICAホンジュラス事務所に報告、提出する。

(5) 帰国後整理期間(2014年11月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)のホンジュラス事務所及びJICA産業開発・公共政策部への提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)及び(4)とする。

- (1) 業務実施計画書(全体及び第2次)
 - 和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)
 - 西文2部 (C/P機関、JICAホンジュラス事務所)
- (2) 現地業務結果報告書(第1次、第2次)
 - 和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)
 - 西文2部 (C/P機関、JICAホンジュラス事務所)
- (3) 専門家業務完了報告書
 - 和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)
- (4) グッドプラクティス集及びセミナー資料等
 - 2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
 - 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
 - 航空経路は、成田⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒テグシガルパ⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒成田を標準とします。
- (2) プロポーザル提案事項
 - 業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 直接人件費月額単価
 - ・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

10. 特記事項

(1) 執務環境

①現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／地方行政（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／自治体間能力強化（長期派遣専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

人権・司法・統治・地方分権化省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境あり）

(2) 参考資料

①本業務に関する資料は当機構産業開発・公共政策部行財政・金融課（TEL:03-5226-6919）にて閲覧できます。

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト概要

(<http://www.jica.go.jp/project/honduras/001/index.html>)

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②ホンジュラス国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、ホンジュラス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上